

## 景観法に規定する届出等の事前協議について

## 1 事前協議の事務的な手順について

- (1) 申出締切日：**毎月第2水曜日**  
**事前協議の対象となる建築物・工作物は、行為着手の 90 日前までに申出**  
**ただし、太陽光発電パネルで 1,000 m<sup>2</sup>以下のものは、着手 60 日前までに申出**
- (2) 申出書受付【市役所 担当課窓口】（2部（正副各1部）と PDF データ）  
受付窓口でチェックリストを見ながら、内容を確認  
できれば、疑問点を見つけて回答を得る（後日でも可）  
特に事業者が「具体的配慮事項」を記入していない基準について、内容を確認
- (3) 担当課は、事業者からの聞き取り内容をメモ
- (4) 担当課は、協議書・添付書類（チェックリスト含む）・聞き取りメモを PDF ファイルで保存
- (5) 担当課は、審議委員に協議書・添付書類等を PDF データで送信
- (6) 担当課・審議会デザイン専門部会で、書類内容を確認  
チェックリストの長野市記入欄に、事業者協議の可否を記入
- (7) **事業者協議の可否判断基準**
  - 定量的基準**
    - ・ **基準に適合していない場合は事業者に戻す**
    - ・ **電気供給・通信施設のうち、景観形成基準に但し書きで「デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認められるものはこの限りでない」とあり、これを適用した場合は協議の対象**
  - 定性的基準**
    - ・ **義務的基準（～すること）に適合しなくても景観を阻害しないことを、合理的に説明できていないと判断される場合は協議の対象**
    - ・ **努力的基準（～努める、配慮する）で、明らかに景観形成基準の趣旨に沿わないと判断された場合は協議の対象**  
**例：周辺のまちなみ又は山並みと調和するよう努めること**  
**→周辺建物は皆、切り妻屋根だが、当該建物は陸屋根の場合 など**
  - その他**
    - ・ **特に規模の大きな建築計画など**

- (8) 審議会（デザイン専門部会）としての意見取りまとめ  
担当課へ要否を通達  
担当課の判断とすり合わせ  
事業者協議の要否を決定
- (9) 事業者協議が不要であれば、協議終了を通知
- (10) 事業者協議が必要な場合は、事業者協議の開催を第3水曜日までに通知
- (11) 事業者協議：**毎月第4水曜日**
- (12) 市から、事業者協議で出された意見・助言を、事業者に対して通知
- (13) 事業者協議で出された意見・助言に対して、事業者から回答を提出
- (14) 事業者からの回答内容が、事業者協議の結果に則していれば、協議終了を通知
- (15) **事業計画に変更があった場合、再協議の要否判断手順**
- ① **事業者からの相談受付**
  - ② **相談内容により、ケース・バイ・ケースの対応となる**
    - ・ **内容が、景観上プラスに働く内容であると担当課が判断した場合、再協議不要**
    - ・ **判断が困難な場合、審議委員に相談**
- その他**
- ・ **事前協議で助言や意見があり、変更した箇所を景観上マイナス方向に再変更した場合は、再協議**

## 2 市が行為主体の場合、公共事業デザイン評価と事前協議の住み分けについて

**前提条件:**改正条例第10条の規定により、大規模行為に該当する建築物及び工作物に係る行為は、公共事業も含めすべて事前協議の対象となる。

**(案)** 建築物及び工作物については、民間や他の公共団体と同様に事前協議制度を公共事業デザイン評価に代える。